平成２１年（フ）第３３４号
新潟県新潟市南区上下諏訪木1048番地19
債務者　伊丹　直子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４５号
新潟県新潟市西蒲区遠藤1781番地１
債務者　武田　貫孝
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４８号
新潟県新潟市北区太夫浜新町１丁目７番27号
債務者　金澤　和子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２９３１号
愛知県瀬戸市水南町12番地の４
債務者　髙橋　成美
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４０３号
愛知県春日井市上田楽町2019番地１
債務者　縄巻　高充
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４３６号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字ふじが丘32番地の１　プリミエール藤江ＰａｒｔⅠ102号
債務者　玉城　頼子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４５９号
愛知県大府市長草町新池８番地　新池団地１棟408号
債務者　メルファ　ジョルジこと　ＭＥＬＦＡ　ＪＯＲＧＥ　ＡＬＢＥＲＴＯ
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５０４号
名古屋市港区小碓４丁目27番地　グランドメゾン鈴正Ⅱ202号
債務者　牛田　二郎
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６１８号
名古屋市港区宝神４丁目1305番地　宝神ハイツ203号
債務者　齊藤エバこと　ＳＡＩＴＯ　ＥＶＡＮ　ＧＥＬＩＮＥ　ＤＥＣＡＳＴＲＯ
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０５号
愛知県岡崎市牧御堂町字水洗48番地　シャトールＫ・Ｓ　102
債務者　江口　正人
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４１７号
愛知県碧南市栗山町２丁目97番地２　コーポサンレイＡ棟103号
債務者　大畑　真帆
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６２号
三重県松阪市清生町632番地８
債務者　宇野三千代
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第７８号
京都府亀岡市北河原町１丁目４番18―201号
債務者　田坂　知里
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第７９号
京都府南丹市八木町八木鹿草141番地
債務者　淵上　活兒
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第３６２号
岩手県一関市大東町猿沢字板倉55番地３
債務者　高橋　文子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３７１号
盛岡市新庄町２番７号　佐々木アパート８号、旧住所岩手県花巻市南川原町165番地
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１１４号
福島県会津若松市西七日町３番６号、前住所福島県会津若松市柳原町４丁目10番37号
債務者　小池　文男
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係